- 原判決を取り消す。 1
- 被控訴人の請求を棄却する。 2
- 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

文

事実及び理由

- 当事者の求めた裁判 第 1
  - 控訴人

2

- 主文同旨
- 被控訴人
- 本件控訴を棄却する。
- 控訴費用は控訴人の負担とする。

## 事案の概要

第2 事案の概要
1 本件は、被控訴人が、勤務先の会社(日本ベリサイン社)の親会社である米国ベリサイン社から付与されたストック・オプション(会社が自社又は子会社の従業員、役員等に対して付与する、自社株式を一定の期間内にあらかじめ定められた権利行使価格で購入することができる権利)を行使したことにより、その価格と当該株式の時価との差額(権利行使益)を取得したことについて、平成12年分の給与所得として確定申告(修正申告)をした後、一時所得に当たるとして更正の請求をしたが、控訴人から更正すべき理由がない旨の通知処分(本件処分)を受けたため、その取消しを求めた事案である。原審は、権利行使益は、給与所得及び雑所得に該当せず、一時所得に該当すると認め、本件処分は違法であると判断し取り消したことから、控訴人が控訴したものである。
2 法令の定め及び前提となる事実は、次のとおりで加、訂正するほかは、原判決の事実及び理由「第2事案の概要12」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 法令の定め及び前提となる事実は、次のとおり付加、訂正するほかは、原判決の事実及び理由「第2事案の概要 1,2」に記載のとおりであるから、これを引用する。 (1) 原判決6頁19行目末尾に、「もっとも、後記のとおり被控訴人が本件ストック・オプションを行使した当時は、持株比率が50・5パーセントにとどまっていた。」を付加する。 (2) 同7頁18行目おでを、「各プションの権利行使価格は、付与日の株式にかかる公正市場価格の85パーセント以上とし、付与時に委員会(取締役会の報酬委員会)が定める。ただし、インセンティブ・ストックオプションの行使価格にあっては100パーセントとする(本件プラン5条4項)。また、被付与者は、本制度に基づき付与される報奨及びこれに付随する一切の利益を移転し、若しくは譲渡することはできず、遺言又は相続法による場合や委員会の決定等による場合を除き、これを執行、差押えその他これに準ずる手続に服させることができない。報奨は、被付与者の生存中にもっぱら被付与者のみが行使することができ、報奨に関する一切の選択は被付与者のみが行うことができる(本件プラン11条)。 さらに、オプションの行使期間は、原則として、付与の日から10年間を超えないこととされるが(本件プラン5条3項)、被付与者が正当な理由で解雇された場合は雇用終了後に株式に関係するオプションを行使することができるが、その行使は、原則として退職日から3か月以内に行われなければならない(本件プラン5条6項(a)ないし(c) 。」に改める。

」に改める。

当事者の主張及び争点は、次のとおり当審における主張を付加するほか、原判決の事実及び理由「第2事案の概 4」に記載のとおりであるから、これを引用する。 (控訴人の主張)

(1) ストック・オプション制度について ア ストック・オプション制度とは、会社が自社又は子会社の従業員等に対し、自社又は子会社における勤務を に、あらかじめ定められた数量の自社株式をあらかじめ定められた権利行使価格で購入できる権利を付与する契約 を基礎として成立する制度である。

すなわち、米国アプライド社のストック・オプション制度は、被付与者の生存中は、その者のみがこれを行使でき、その権利を譲渡、移転ができず、被付与者が行使することによって初めて経済的利益を受けることができるとされている。また、米国アプライド社は、日本アプライド社の発行済み株式の100パーセントを有している親会社であるから、日本アプライド社の役員の人事権等の実権を握ってこれを支配しているものとみることができ、上告人は、米国アプライド社の統括の下に日本アプライド社の代表取締役としての職務を遂行してきたものということができる。そして、米国アプライド社のストック・オプション制度は、アプライドグループの一定の執行役員及び主要な従業員に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けられ、米国アプライド社は、上告人が上記のとおり職務を遂行しているからこそ、ストック・オプションを付与したのである。本件の事実関係は、前記付加訂正の上引用した原判決第2事案の概要2(1)(原判決6頁10行目から8頁4行目まで)に記載のとおりであり、上記と同様に考えるべきであることが明らかである。ウ したがって、米国ベリサイン社は、日本ベリサイン社の株式のうち50・5パーセントを保有している以上、日本ベリサイン社の取締役及び監査役を選任することができ、その役員人事権等の実権を握ってこれを支配していたものとみることができ、被控訴人は、米国ベリサイン社の統括の下に日本ベリサイングループの成功にとって重要な人また。本件プランにより付与されたストック・オプションは、ベリサイングループの成功にとって重要な人

ていたものといっことができる。 また、本件プランにより付与されたストック・オプションは、ベリサイングループの成功にとって重要な人材に対し、将来の成果に与る機会を提供することにより、人材を惹き付け、維持する等のインセンティブを与えることを目的としており、遺言又は相続法や委員会の決定等による以外の方法により移転又は処分をすることができないとされているから、ベリサイングループの一定の従業員等に対する精勤の動機付けとすることなどを企図して設けられているものであり、米国ベリサイン社は、被控訴人が上記のとおり職務を遂行しているからこそ、本件ストック・オプションを付与したものであって、本件権利行使益は、被控訴人が上記のとおり職務を遂行したことに対する対価としての性質を有する経済的利益であることが明らかというべきである。

マエスにもプロでれない。エアしていた。取回級十級 - / サーカー O 口 次には、「本件上 古理田は、 達恵をいうか、 その実質は事実誤認若しくは単なる法令違反をいうものであるか、又は所論の前提となる事実を欠くもの若しくは立法政策の当否をいうに帰するものであって」民事訴訟法312条1項、2項に該当しないと判断した。したがって、最高裁平成17年1月18日決定に照らしても、本件権利行使益を給与所得とすることは租税要件明確主義、租税法律主義及び租税等主義に及しないことが明らかである。

(被控訴人の主張)

最高裁平成17年1月25日判決の射程について

(1) 最高裁平成17年1月25日判決の射程について 被控訴人が本件権利行使益の原因となる権利行使をした当時、米国ベリサイン社の日本ベリサイン社に対する 持株比率は50・5パーセントにすぎず、権利行使後の平成12年12月28日に多額の第三者割当増資がなされ、持株比率が69・1パーセントになったものである。 50・5パーセントの持株では(議決権も同割合であることを前提とする。)、特別決議に必要な3分の2以上の議決権を有しないことになり、取締役及び監査役を解任することはできない。 最高裁平成17年1月25日判決の事案は100パーセント親子会社という状況を前提としており、本件と事案を異にするものである。被控訴人は、日本ベリサイン社に労務を提供し、同社と米国ベリサイン社は異なる法人であり、被控訴人の日本ベリサイン社に対する労務の提供は、50・5パーセントの出資しかしていない米国ベリサイン社の業績との関連など著しく間接的で希薄であるから、米国ベリサイン社に対する労務の提供と同視することはできない。米国ベリサイン社は、日本ベリサイン社の人事権等の実権を握ってこれを支配しているものとみることができず、被控訴人は、米国ベリサイン社の統括の下に日本ベリサイン社の役員として職務を遂行したものということもできな

本件通知処分が租税法律主義違反であること

(イ) 本件地知処分が租税法律主義違反でめること ア 憲法84条は、あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とするとして、いわゆる租税法律主義を定める。租税法律主義は、法律によって予め課税のルールを納税者に知らせることで納税者に課税に対する予測可能性を得ることができるようにするものである。したがって、上記予測可能性が保障されているかどうかを重視して租税法律主義(租税要件明確主義)に反するか否かを判断すべきである。本件のような外国親会社が付与したストック・オプションの課税において、明確に定めた法律が存在しない状態で、所得税法28条の解釈として「労務の対価」を認めることは、その適用範囲を極めて不明瞭なものにすることが明らなまます。

が明らかというべきである。

イーまた、租税を定めるのは法律による以上、それを変更するのも法律によるべきは当然であり、憲法84条の「租税を変更すること」には、解釈ないし取扱いの変更が含まれることは、それに応じて租税の内容が変更されるのであるから当然の事柄である。通達によって実質的な課税要件などの変更があったとみなさざるを得ないように、通達が重大な意味を持つことがあり、通達によって実質的に課税要件などの変更をもたらすことは、租税法律主義に違反す

(3) 租税平等主義に違反すること ア 新株の引受にかかる権利が与えられた場合、それに係る利益は長く一時所得として課税されてきた。新株引受権に類似するストック・オプションについて給与所得として課税することは、上記取扱いと比べて公平ではない。 イ 昭和59年ころから約15年にわたり、海外親会社から付与されたストック・オプションの権利行使で得られた利益は一時所得として課税されていた。一連の更正処分は、除斥期間との関係で平成8年以降の課税が対象であることを考えると、平成7年までは一時所得課税が容認されたのであり、平成8年以降につき給与所得して課税することは、それまで一時所得として納税された納税者との間で著しい不公平が生ずることになる。 ウ 成功報酬型ワラント(疑似ストック・オプション)につき、課税庁はワラント支給時にワラント価値に対して給与所得として課税し、行使時には課税せず、株式譲渡時に譲渡所得として課税していたが、このようなワラントは、ストック・オプションと同じ性質のものであり、これまで、成功報酬型ワラントを導入する会社においては、実際は、ストック・オプションと同じ性質のものであり、これまで、成功報酬型ワラントを導入する会社においては、実際はない。

。エ 親会社が日本法人であれば、措置法29条の2により、商法上のストック・オプションに係る課税につい 一定の要件を満たす場合、権利行使益については所得税を課さず、株式の譲渡時に譲渡所得として課税されて優遇 るのに比して、海外親会社からの付与に給与所得として課税することは著しく不均衡であり、このような差別的取 されるのに比して、海外親会社からの 扱いに合理的な理由は考えられない。

第3 当裁判所の判断

争点1について

当裁判所は,本件権利行使益は,所得税法28条1項の給与所得に該当するものと判断する。その理由は以下の とおりである。 (1) 前提となる事実(付加訂正の上原判決を引用。)によれば、本件ストック・オプションについて、その制度、

(1) 前提となる事実(付加訂正の上原判決を51用。)によれば、本件ストック・オフンョンについて、ていずほ、付与の経緯は次のとおりである。ア 米国ベリサイン社のストック・オプション制度は、ベリサイングループの成功にとって重要な人材に対し、米国ベリサイン社の将来の成果に与る機会を提供することにより、人材を惹き付け、維持する等のインセンティブを与えることを目的として採用されたものであり(本件プラン1条)、上記子会社とは、米国ベリサイン社と株式の所有を通じて、同社を始まりとする連鎖関係にあるグループ内の法人で、当該グループ内の各法人(末端法人を除く。)が他の一つの法人の議決権の50パーセント以上に相当する株式を有する関係にあるものをいう(本件プラン23条)。イインセンティブ・ストック・オプションは、専ら従業員等に対してのみ付与され、その他の全ての報奨(インセンティブ・ストック・オプション以外のストック・オプション、制限付株式、株式賞与等)は、ベリサイングループの従業員等、コンサルタント、独立請負人及び顧問に対し、付与することができるとされている(本件プラン3条)

・ 付与の対象となる従業員等,付与の時期,付与される株式数等の条件は,本件プランに基づき,委員会(取締役会の報酬委員会)又は委員会として行動する取締役会によって決定される(本件プラン4条1項)。 各オプションの権利行使価格は,付与日の株式にかかる公正市場価格の85パーセント以上とし,付与時にて受けることはできず,遺言又は相続法による場合や委員会の決定等による場合を除き,これを執行、差押えそができ、報奨に関する一切の選択は被付与者のみが行うことができる(本件プラン11条)。 さらに,オプションの行使期間は,原則として,付与の日から10年間を超えないこととされるが(本件プラン5条 3項),正当な理由で解雇された場合に保持を行るできる(本件プラン11条)。 さらに,オプションの行使期間は,原則として,付与の日から10年間を超えないこととされるが(本件プラン5条 3項),正当な理由で解雇された場合は雇用終了後に株式に関係であるが、できるが、その行使は,原則として退職日に行われなければならない(本件プラン5条 6項(a)ないし(c))。 ウ 被控訴人は,日本ベリサイン社に役員として勤務し,その在職中に,米国ベリサイン社との間でストック・オプション付与契約に基づき,平成9年2月28日,平成10年8月17日及び平成11年2月12日にそれぞれ米国ベリサイン社から本件ストック・オプションを付与されたものである。したがつて,米国ベリサイン社のストック・オプションを付与されたものであり,本件ストック・オプションを付与されたものであり。本件ストック・オプションを付与されたものであり、本件ストック・オプションをで使し、本件権利行使益を取得した。 とはできず、被控訴人のみが行使することができるものとされ、被控訴人がこれを行使し、本件権利行使益を取得したのである。したがつて、米国ベリサイン社は、被控訴人に対し,本件プランに定められた運用方式に則った所定の権

利行使価格で株式を取得させることによって本件権利行使益を取得させたのであるから、本件権利行使益は、米国ベリサイン社から被控訴人に与えた給付に当たるというべきである。本件権利行使益が、株価の変動や被控訴人の権利行使時期に関する被控訴人の判断に左右されるものであるとしても、そのことを理由に上記給付に当たることを否定するこ とはできない。

はできない

はできない。
(2) 被控訴人は、外国親会社が付与したストック・オプションの課税について明確に定めた法律が存在しない状態で、所得税法28条の解釈としてこれを「労務の対価」と認めることは、その適用範囲を極めて不明瞭なものにし、予測可能性がなくなり、租税要件明確主義の要請に反する旨を主張する。
しかしながら、親会社が子会社の従業員等にストック・オプションを付与し、その権利行使により従業員等に権利行使益が生ずる場合、その付与の趣旨、経緯と付与した親会社と子会社の従業員等の労務の提供との関係の具体的な事情に従い、上記認定でいう「従業員等が親会社の統括の下に子会社の従業員等としての職務を遂行していた」といえるか、「そのような職務を遂行していることから、当該ストック・オプションが付与されたもの」か否かが決せられるのであり、このような解釈、適用がなされ上記事情を認定し、権利行使益の所得としての性質、所得区分が決せられるとして、これが予測不可能な課税を招来するとまでいうことはできない。
(3) 被控訴人は、その他に租税平等主義に違反する等の主張をするが、本件ストック・オプションは、株式譲渡契約を成立させることができる権利であって、譲渡ができず、換価可能性もないものであるから、その付与時に所得として課税することができないものである。他方、成功報酬型ワラントの場合、支給時(新株引受権付与時)において当該ワラントの価額相当部分について給与所得として課税するのは、当事者間で譲渡が禁止されたとしても、ワラント(新株引受権)自体に有価証券として譲渡性が認められ、支給された時点で経済的利益が実現されたと評価できるからであ

サンプトでは、 株引受権)自体に有価証券として譲渡性が認められ、当事情間で経済的利益が実現されたと評価できるからであって、本件ストック・オプションについて付与時でなく権利行使時において課税することと矛盾するものではない。親会社が海外子会社の従業員等にストック・オプションを付与し生じた権利行使益を給与所得として課税することが、被控訴人が指摘するその他の同種の利益に対する課税と比較し、平等原則に違反し相当ではないということはできない。 したがって、本件処分は、本件権利行使益につき給与所得として課税するものであり、理由があるものと認め

られる。 3 争点2について オートナー本

3 争点2について 被控訴人は、本件処分の通知書に理由の附記がないことを理由に本件処分が違法である旨主張し、本件処分においては、不服申立て手続を通じた処分の適正化と争点の明確化が保障されていないなどと主張する。 しかし、所得税法は、居住者の提出した青色申告書に係る年分の総所得額等の更正処分については、原則として更正通知書にその更正の理由を附記すべきものと定めているが(所得税法155条2項)、更正をすべき理由がない旨の通知処分についてその理由を附記すべきことを定めた規定は存在せず、理由の附記をすべき法律上の根拠はない。そして、行政処分に理由の附記を要求する趣旨は、課税庁の判断の慎重と公正妥当を担保させるとともに、処分理由をいらせることで不服申立ての便宜を図ることにあると解されるところ、本件処分は、被控訴人の求める更正に理由がないうとを通知するものであって、その対象が明確であり、異議中立ての手続において処分理由が明らかにされることを通知するものであって、その対象が明確であり、異議中立ての手続において処分理由が明らかにされるとうまた。

い。上記主張は理由がない。 4 控訴人による本件処分の根拠は、原判決別表2のとおりであり、納税すべき税額の算定根拠のうち、本件権利行 使益の所得区分に係る部分以外の点については当事者間に争いがなく、本件権利行使益は給与所得に該当するものであ り、被控訴人の平成12年分の所得税に係る納付すべき税額は原判決別表2エのとおり3億2001万1700円であ るところ、これは、平成15年8月6日付けの減額更正処分に係る納付すべき税額を下回るから、本件処分は適法であ

る。 5 以上の次第で、本件処分は適法であり、その取消しを求める被控訴人の請求は理由がない。 よって、これと結論を異にする原判決は相当ではなく、本件控訴は理由があるから、原判決を取り消した上、被 控訴人の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。 東京高等裁判所第14民事部

昭	美	田	西	裁判長裁判官
=	眞	飼	犬	裁判官
彦	喜	池	小	裁判官